



# 鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)  
号外第50号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(28)(住宅政策課).....	3
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例(29)(産業開発課).....	4
	鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (30)(農政課).....	5
	鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例(31)(市場開拓課).....	8
	鳥取県農地を守る直接支払基金条例の一部を改正する条例(32)(経営支援課).....	9
	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例(33) (水産課).....	10
	鳥取県地方県土整備局設置条例の一部を改正する条例(34)(管理課).....	11
	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例(35)( ).....	12
	鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正する条例(36)(企画防災課).....	13

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 県営住宅に入居する手続として入居決定者が提出する請書に連署する者を、保証人から連帯保証人に改めることとした。(第9条関係)
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

- 1 知事は、企業立地等事業を行う者(法人にあっては、当該法人又はその代表権を有する役員)の過去2年間の事業活動に関し法令に違反する重大な事実(故意又は重大な過失によるものに限る。)があると認められた場合にあっては、その者に対する補助金の交付をしないことができることとした。(第3条関係)
- 2 企業立地事業の対象となる業種のうち道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業について、県内に事業所を有する企業の経営に重大な影響を及ぼすものとして知事が認めるものを除くこととした。(第2条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 組織見直し等に伴う改正(第1条関係)
  - (1) 地域農業改良普及センターに代わって、普及指導センターを置くこととした。
  - (2) 東伯郡北条町の区域を管轄する農業改良普及所を、倉吉農業改良普及所から東伯農業改良普及所に変更することとした。

- (3) 伯耆町の全域を管轄する農業改良普及所を、米子農業改良普及所に定めることとした。
- (4) 西伯農業改良普及所の名称を大山農業改良普及所に改めることとした。
- (5) 鳥取及び八頭地方農林振興局並びに鳥取、気高及び八頭農業改良普及所の管轄区域の特例期間を延長することとした。

## 2 東伯郡北栄町の設置に伴う改正(第2条関係)

東伯農業改良普及所の管轄区域の表示を改めることとした。(第2条関係)

## 3 施行期日

この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。

鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

## 1 県内の地方卸売市場の開設者が業務規程に記載する事項に、次の事項を加えることとした。(第4条関係)

- (1) 卸売の業務に係る委託手数料の徴収方法に関する事項
- (2) 卸売の業務に係る委託手数料の額の決定及び周知に関する事項
- (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

## 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 3 この条例は、平成17年10月1日から施行することとした。ただし、1(2)の追加は、平成21年4月1日から施行することとした。

鳥取県農地を守る直接支払基金条例の一部を改正する条例

## 1 鳥取県農地を守る直接支払基金条例が失効する期日を、平成22年3月31日(現行 平成17年3月31日)に改めることとした。

## 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 市場における卸売の業務について、卸売業者が自己の計算において卸売をすることを禁止した規定を削ることとした。(旧第21条関係)

## 2 電子情報通信技術を活用する取引方法による場合には、鳥取県営境港水産物地方卸売市場(以下「市場」という。)内に水産物を搬入しないで卸売を行うことができることとした。(新第21条関係)

## 3 卸売業者、仲卸業者等は、規則で定めるところにより水産物の品質管理を行わなければならないこととした。(第35条の2関係)

## 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 5 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県地方県土整備局設置条例の一部を改正する条例

## 1 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の特例期間を延長することとした。

## 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例

## 1 鳥取県建設工事等入札・契約審議会が調査審議する事項に、建設工事等の施行に伴う土地の売買契約等並びに建設工事等の施行及びこれに伴う地上物件の移転等により発生する損失の補償に係る契約の処理状況に関するものを加えることとした。(第2条関係)

## 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県公共事業評価委員会の調査審議の対象に、境港管理組合が現に鳥取県内で実施している公共事業を加えることとした。(第1条関係)
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

## 条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第28号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者(前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。)は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 知事が適当と認める<u>連帯保証人</u>の連署した請書に規則で定める書類を添えて提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、前項第1号の請書への<u>連帯保証人</u>の連署を免除することができる。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者(前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。)は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 知事が適当と認める<u>保証人</u>の連署した請書に規則で定める書類を添えて提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、前項第1号の請書への<u>保証人</u>の連署を免除することができる。</p> <p>3及び4 略</p>

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に県営住宅に入居している者又は入居の決定を受けた者に係る入居の手続については、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第29号

##### 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）企業立地事業 知事が別に定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア 製造業並びに道路貨物運送業、倉庫業及び<u>こん包業（県内に事業所を有する企業の経営に重大な影響を及ぼすものとして知事が認めるものを除く。）</u>その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>（3）～（9）略</p> <p>2 略</p> <p>（補助金の交付等）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）企業立地事業 知事が別に定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア 製造業、<u>道路貨物運送業、倉庫業、こん包業</u>その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>（3）～（9）略</p> <p>2 略</p> <p>（補助金の交付等）</p>

第3条 略

2 知事は、前項の表の中欄に掲げる者（法人にあっては、当該法人又はその代表権を有する役員）の過去2年間の事業活動に関し法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められた場合にあっては、同項の規定にかかわらず、その者に対する補助金の交付をしないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（2億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

4 略

5 略

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、前項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（2億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

3 略

4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第30号

鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例（昭和36年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第156条第1項及び農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項の規定に基づき、地方農林振興局の設置に関する事項並びに普及指導センターの名称、位置及び管轄区域について定めることを目的とする。

（普及指導センターの設置）

第4条 農業改良助長法第12条第2項に規定する事務を所掌させるため、同条第1項に規定する普及指導センターを設置する。

（普及指導センターの名称、位置及び管轄区域）

第5条 農業改良助長法第12条第1項に規定する普及指導センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、東伯郡三朝町及び同郡湯梨浜町
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡北条町、同郡大栄町及び同郡琴浦町
鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町
鳥取県西部総合事務所農林局大山農業改良普及所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
略		

（委任）

第6条 略

附 則

（施行期日）

1 略

（鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域の特例）

2 平成16年11月1日から当分の間、第3条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す（次項において同じ。）。

第156条第1項及び農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の6第3項の規定に基づき、地方農林振興局の設置に関する事項並びに地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域について定めることを目的とする。

（地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域）

第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、東伯郡三朝町、同郡北条町及び同郡湯梨浜町
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡大栄町及び同郡琴浦町
鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡岸本町、同郡日吉津村及び同郡南部町
鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
略		

（委任）

第5条 略

附 則

（施行期日）

1 略

（鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域の特例）

2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す（次項において同じ。）。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

（鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う普及指導センターの名称、位置及び管轄区域の特例）

3 平成16年11月1日から当分の間、第4条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所、鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所及び鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。）及び岩美郡
鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	鳥取市	鳥取市（旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域に限る。）
鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

（鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例）

3 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第4条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所、鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所及び鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。）及び岩美郡
鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	鳥取市	鳥取市（旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域に限る。）
鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

第2条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(普及指導センターの名称、位置及び管轄区域) 第5条 農業改良助長法第12条第1項に規定する普及指導センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(普及指導センターの名称、位置及び管轄区域) 第5条 農業改良助長法第12条第1項に規定する普及指導センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
略			略		
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡琴浦町及び同郡北栄町	鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡北条町、同郡大栄町及び同郡琴浦町
略			略		

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月 1日から施行する。

鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第31号

鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県地方卸売市場条例(昭和46年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(業務規程及び事業計画の記載事項) 第4条 法第56条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)~(3) 略 (4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあっては、その徴収の方法に関する事項)	(業務規程及び事業計画の記載事項) 第4条 法第56条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)~(3) 略 (4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法

(5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法	(5) 卸売の業務を行なう者に関する事項
(6) 卸売の業務を行う者に関する事項	(6) 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項
(7) 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項	(7) 略
(8) 略	(8) 略
(9) 略	
2 略	2 略

第2条 鳥取県地方卸売市場条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(業務規程及び事業計画の記載事項) 第4条 法第56条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)~(3) 略 (4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあっては、その徴収の方法並びに額の決定及び周知に関する事項) (5)~(9) 略 2 略	(業務規程及び事業計画の記載事項) 第4条 法第56条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)~(3) 略 (4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあっては、その徴収の方法に関する事項) (5)~(9) 略 2 略

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県農地を守る直接支払基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第32号

鳥取県農地を守る直接支払基金条例の一部を改正する条例

鳥取県農地を守る直接支払基金条例(平成12年鳥取県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第33号**

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（売買取引の方法）</p> <p>第16条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>相対売又は定価売の方法によることができる。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>2 略</p>	<p>（売買取引の方法）</p> <p>第16条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>相対売又は定価売の方法によることができる。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>第21条ただし書の規定により知事の承認を受けて卸売をするとき。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>（自己の計算による卸売の禁止）</u></p> <p>第21条 <u>卸売業者は、市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、出荷者の計算において行う卸売の方法によっては水産物の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないものとして知事の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p>
<p>（市場外にある水産物の卸売の禁止）</p> <p>第21条 卸売業者は、市場における卸売の業務について</p>	<p>（市場外にある水産物の卸売の禁止）</p> <p>第22条 卸売業者は、市場における卸売の業務について</p>

は、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物の卸売をする場合又は知事の承認を得て電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により水産物の卸売をする場合については、この限りでない。

(受託契約約款)

第22条 略

(卸売予定数量等の報告)

第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、知事に報告しなければならない。

3 略

(物品の品質管理)

第35条の2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附属営業人及び買出入は、規則で定めるところにより水産物の品質管理を行わなければならない。

は、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物については、この限りでない。

(受託契約約款)

第22条の2 略

(卸売予定数量等の報告)

第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類及び数量をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量及び価格をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、知事に報告しなければならない。

3 略

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県地方県土整備局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第34号

鳥取県地方県土整備局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、</p>

同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備局の名称、位置及び所管区域の特例)

2 平成16年11月1日から当分の間、第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。)及び岩美郡
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡

同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備局の名称、位置及び所管区域の特例)

2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。)及び岩美郡
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第35号

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 県が発注する建設業法(昭和24年法律第100号) 第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務(以下「建設工事等」という。)の入札及び契約、 <u>建設工事等の施行に伴う土地の売買契約又は賃貸借契約その他土地の使用に係る契</u>	(設置) 第1条 県が発注する建設業法(昭和24年法律第100号) 第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務(以下「建設工事等」という。)の入札及び契約に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、鳥取県建設

約（以下「用地取得等契約」という。）並びに建設工事等の施行及びこれに伴う地上物件の移転又は引渡しにより発生する損失の補償に係る契約（以下「移転補償等契約」という。）に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）～（3）略

（4）用地取得等契約及び移転補償等契約の処理状況に関すること。

工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）～（3）略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第36号**

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 県が現に実施している公共事業及び境港管理組合が現に鳥取県内で実施している公共事業について、その費用及び効果の客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もって公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 県が現に実施している公共事業について、その費用及び効果の客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もって公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

